

○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

平成十三年十二月二十五日

福島県人事委員会規則第十八号

改正 平成一四年三月二九日人委規則第一四号

平成一五年三月一日人委規則第四号

平成一五年三月二八日人委規則第一五号

平成一六年三月二三日人委規則第三号

平成一六年三月三〇日人委規則第一〇号

平成一六年七月六日人委規則第一四号

平成一七年三月二五日人委規則第一五号

平成一八年三月三十一日人委規則第一五号

平成一九年三月二〇日人委規則第五号

平成一九年三月三〇日人委規則第一〇号

平成一九年六月八日人委規則第一九号

平成二〇年三月二八日人委規則第二六号

平成二〇年一二月二四日人委規則第四二号

平成二二年三月二六日人委規則第四号

平成二二年一二月三〇日人委規則第一七号

平成二三年三月一八日人委規則第六号

平成二三年三月三十一日人委規則第一〇号

平成二三年五月一三日人委規則第一三号

平成二三年一二月二八日人委規則第二五号

平成二四年一月三十一日人委規則第一号

平成二四年三月三〇日人委規則第九号

平成二四年七月六日人委規則第一五号

平成二四年七月二四日人委規則第一七号

平成二四年九月一八日人委規則第一八号

平成二五年三月二二日人委規則第九号

平成二六年三月二五日人委規則第七号

平成二六年一二月二四日人委規則第一七号

平成二七年九月二九日人委規則第一九号

平成二九年一二月二六日人委規則第二四号
平成三〇年三月二七日人委規則第一四号
平成三〇年四月二七日人委規則第二〇号
平成三〇年六月二九日人委規則第二七号
平成三一年三月一九日人委規則第七号
平成三一年四月二三日人委規則第一二号
令和元年六月四日人委規則第二号
令和二年三月三十一日人委規則第一二号
令和二年八月七日人委規則第一七号
令和三年三月一九日人委規則第三号
令和四年七月二九日人委規則第一五号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則をここに公布する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十三年福島県条例第八十号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(危険現場作業手当)

第二条 条例第三条第一項第一号の人事委員会規則で定める機関は、総務部文書管財総室、商工労働部産業振興総室、農林水産部及び土木部の各総室、出納局、地方振興局、只見線管理事務所、保健福祉事務所、農林事務所、港湾建設事務所、福島空港事務所並びに流域下水道建設事務所とする。

2 条例第三条第一項第一号の人事委員会規則で定める作業は、岩石採取場又は飲料水の貯水槽の立入検査の作業とする。

3 条例第三条第一項第二号の人事委員会規則で定める機関は、農林水産部及び土木部の各総室、出納局、地方振興局、農林事務所、港湾建設事務所並びに流域下水道建設事務所とする。

4 条例第三条第一項第三号の人事委員会規則で定める機関は、土木部の各総室、出納局、地方振興局、港湾建設事務所、福島空港事務所及び流域下水道建設事務所とする。

5 条例第三条第一項第五号の人事委員会規則で定める程度は、直流にあっては五百ボルト以上の電圧、交流にあっては三百ボルト以上の電圧とする。

6 条例第三条第一項第六号の人事委員会規則で定める自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）別表第一に掲げる大型特殊自動車及び小型特殊自動車とする。

7 条例第三条第二項の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 条例第三条第一項第一号の作業 二百四十円

二 条例第三条第一項第二号の作業 四百五十円

三 条例第三条第一項第三号及び第四号の作業 三百円

四 条例第三条第一項第五号の作業 二百九十円

五 条例第三条第一項第六号の作業 三百十円

（平一五人委規則一五・平一九人委規則一九・平二〇人委規則二六・平二三人委規則一〇・令四人委規則一五・一部改正）

（水中作業手当）

第三条 条例第四条第一項第一号の人事委員会規則で定める期間は、十月から翌年の三月までの期間とする。

2 条例第四条第二項第二号の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した時間一時間につき、次の各号に掲げる潜水深度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 潜水深度二十メートルまで 三百十円

二 潜水深度三十メートルまで 七百八十円

三 潜水深度三十メートルを超えるとき 千五百円

3 条例第四条第二項第二号の人事委員会規則で定める作業は、航海中において、人事委員会が定める船舶の推進器に絡んだ漁具を潜水して除去する作業とする。

（平二〇人委規則二六・一部改正）

（爆発物取扱等作業手当）

第四条 条例第五条第一項第一号の人事委員会規則で定める処理作業は、特殊危険物質又はその疑いのある物質（以下「特殊危険物質等」という。）に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容及び除去の作業又は容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の作業で当該特殊危険物質等の発散又は漏洩のおそれのあるものとする。

2 条例第五条第一項第二号の人事委員会規則で定める機関は、危機管理部危機管理総室、生活安全部生活環境課及び警察署とする。

3 条例第五条第一項第二号の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）に基づく災害調査（帳簿書類の検査又は調査を除く。）の作業
 - 二 高圧ガス保安法に基づく保安検査のうち貯槽内部において行う開放検査の作業及びこの作業に準ずる検査の作業
- 4 条例第五条第二項第二号の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 条例第五条第一項第一号イの作業 四千六百円
 - 二 条例第五条第一項第一号ウ及び前項第二号の作業 二百五十円
 - 三 条例第五条第一項第一号エの作業 四百六十円
 - 四 前項第一号の作業 七百五十円
(平一四人委規則一四・平一五人委規則一五・平一六人委規則三・平一七人委規則一五・平二〇人委規則二六・平二九人委規則二四・一部改正)
(航空業務手当)

第五条 条例第六条第一項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 航空機の操縦
 - 二 航空機の機体、原動機若しくは装備に関する整備、点検又は検査
 - 三 捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締り
 - 四 大気、海洋等の汚染状況又は地象の観測又は調査
 - 五 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査
 - 六 火災現場における消火作業
 - 七 救急の医療又は患者の介助
 - 八 前各号に掲げる業務に相当するものとして人事委員会が認める業務
- 2 条例第六条第二項の人事委員会規則で定める額は、搭乗した時間1時間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十四条の規定による操縦士の資格を有する職員 五千百円
 - 二 航空法第二十四条の規定による航空士又は航空機関士の資格を有する職員 二千二百円
 - 三 その他の職員 千九百円

3 条例第六条第三項の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 法令等の規定に基づく試験飛行の業務
- 二 海上又は山岳を飛行して行う捜索救難の業務
- 三 ホバリングをして行う吊り上げ救助の業務
- 四 日没時から日出時までの間に飛行して行う業務
- 五 前各号に掲げる業務に準ずるものとして人事委員会が認める業務
(家畜等取扱手当)

第六条 条例第七条第一項第一号の人事委員会規則で定める職員は、次項第三号に規定する作業が著しく多量に発生する等のため当該作業に従事させる必要があると任命権者が認める職員とする。

2 条例第七条第一項第一号の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 血液、尿、糞便等の採取を伴う検査又は診断の作業
- 二 死亡牛等から脳の延髄を採取する作業
- 三 伝染病発生に伴う患畜の評価又は殺処分の作業
- 四 病性鑑定の作業

3 条例第七条第一項第二号の人事委員会規則で定める作業は、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条第一項又は第二項に規定するとさつ検査又は解体検査の作業とする。

4 条例第七条第一項第三号の人事委員会規則で定める職員は、職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第七条第一項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員とする。

5 条例第七条第二項第一号の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第二項第一号から第三号までに掲げる作業 七百十円
- 二 第二項第四号に掲げる作業及び第三項に規定する作業 千百円

(平二〇人委規則二六・追加、平二二人委規則一七・一部改正)

(死体処理手当)

第七条 条例第八条第一項第三号の人事委員会規則で定める作業は、死体の収容、搬送等の作業とする。

2 条例第八条第二項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（第二号の作業のうち、心身に著しい負担を与えると人事委

員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百に相当する額を加算した額)とする。

一 条例第八条第一項第二号の作業 三千二百円

二 前項の作業 千六百元

(平一四人委規則一四・平一八人委規則一五・一部改正、平二〇人委規則二六・旧
第六条繰下・一部改正、平二三人委規則二五・平二六人委規則七・一部改正)

(感染症防疫等作業手当)

第八条 条例第九条第一項第一号の人事委員会規則で定める感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項から第四項までに規定する感染症及び人事委員会がこれらに相当すると認める感染症とする。

2 条例第九条第一項第二号の人事委員会規則で定める職員は、同号に規定する処理作業が著しく多量に発生する等のため当該処理作業に従事させる必要があると任命権者が認める職員とする。

3 条例第九条第一項第二号の人事委員会規則で定める家畜伝染病又は感染症は、家畜伝染病予防法(昭和三十六年法律第百六十六号)第二条に規定する家畜伝染病(口蹄疫、流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ症、鼻疽、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。)又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成十年政令第四百二十号)第十四条に規定する感染症とする。

(平一六人委規則一〇・平一六人委規則一四・一部改正、平二〇人委規則二六・旧
第七条繰下・一部改正、平二〇人委規則四二・平二四人委規則一七・平三一人委規則一二・令二人委規則一二・令二人委規則一七・一部改正)

(有害物等取扱手当)

第九条 条例第十条第一項の人事委員会規則で定める機関は、生活環境部生活環境総室、環境創造センター、保健福祉事務所、障がい者総合福祉センター、総合療育センター、精神保健福祉センター、農業総合センター農業短期大学校及び農業に関する学科を置く高等学校とする。

2 条例第十条第一項の人事委員会規則で定める有害物は、毒物及び劇物取締法(昭和三十五年法律第三百三号)第二条に規定する毒物、劇物若しくは特定毒物又は労働安全衛生法施行令(昭和三十七年政令第三百十八号)第十六条第一項に掲げる有害物、同令別表第三に掲げる特定化学物質等若しくは同令別表第六の二に掲げる有機溶剤とする。

3 条例第十条第一項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

一 人体に有害なガス、霧等を吸入するおそれがある作業

二 人体に有害な農薬を大量に散布する作業

(平一四人委規則一四・平一五人委規則一五・平一六人委規則一〇・平一七人委規則一五・平一八人委規則一五・一部改正、平二〇人委規則二六・旧第八条線下・一部改正、平二七人委規則一九・平二九人委規則二四・一部改正)

(放射線取扱手当)

第十条 条例第十一条第一項第二号の人事委員会規則で定める作業は、放射線の照射されている室内において行うエックス線その他の放射線を使用する診療を受ける患者の介添えの作業及び放射性同位元素の取扱いの作業とする。

2 条例第十一条第二項の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日一日につき、二百四十円(診療放射線技師で給料の調整額の支給を受けない職員にあつては、千三百四十円)とする。

(平二〇人委規則二六・旧第九条線下・一部改正)

(災害応急作業等手当)

第十一条 条例第十二条第一項第一号の人事委員会規則で定める現場は、次に掲げる現場とする。

一 河川の堤防、堰、水門又は護岸

二 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十六条第一項の規定に基づき通行が禁止されている区間の道路(同項第二号に係るものを除く。)又はその周辺

三 港湾施設又は鉄道施設

2 条例第十二条第一項第三号の人事委員会規則で定める作業は、職員が山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の捜索及び救助の作業とする。

3 条例第十二条第二項の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 条例第十二条第一項第一号の巡回監視の作業 四百八十円

二 条例第十二条第一項第一号の応急作業及び応急作業のための災害状況の調査の作業 七百三十円

三 条例第十二条第一項第二号の作業 八百四十円

四 条例第十二条第一項第三号の作業 六百三十円

(平二〇人委規則二六・旧第十条線下)

(用地交渉等手当)

第十二条 条例第十四条第一項の人事委員会規則で定める機関は、企画調整部避難地域復興局、生活環境部生活環境総室、農林水産部農業支援総室及び農村整備総室、土木部土木総室、道路総室、河川港湾総室、都市総室及び建築総室、地方振興局、只見線管理事務所、農林事務所、港湾建設事務所、福島空港事務所、流域下水道建設事務所、教育庁財務課、警務部施設装備課並びに警察署とする。

2 条例第十四条第一項の人事委員会規則で定める事業は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号に掲げる事業若しくは土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項各号に掲げる事業又はこれらの事業に関連する事業とする。

（平一五人委規則一五・平二〇人委規則二六・平二二人委規則四・平二三人委規則一〇・平二四人委規則一五・平二五人委規則九・平三〇人委規則二七・令四人委規則一五・一部改正）

（教員特殊業務手当）

第十三条 条例第十五条第一項の人事委員会規則で定める職員は、高等学校、中学校又は特別支援学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員である職員とする。

2 条例第十五条第一項第一号の人事委員会規則で定める緊急業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
- 二 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
- 三 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

3 条例第十五条第二項の人事委員会規則で定める額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第二項第一号の業務 八千円
- 二 第二項第二号及び第三号の業務 七千五百円
- 三 条例第十五条第一項第二号及び第三号の業務 五千百円
- 四 条例第十五条第一項第四号の業務 次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 従事した時間が引き続き二時間程度である業務 千八百円
 - イ 従事した時間が引き続き三時間程度である業務 二千七百円
 - ウ 大会等における児童又は生徒に対する指導業務で従事した時間が引き続き四時間程度である業務 三千六百円

4 条例第十五条第三項の人事委員会規則で定める業務は、第二項第一号に掲げる業務とする。

(平一六人委規則一〇・平一九人委規則一〇・平二〇人委規則二六・平二〇人委規則四二・平二三人委規則六・平二六人委規則一七・平二九人委規則二四・平三〇人委規則一四・平三一人委規則七・令三人委規則三・一部改正)

(教育業務連絡指導手当)

第十四条 条例第十六条第一項の人事委員会規則で定める職員は、高等学校、中学校又は特別支援学校に勤務する教諭又は養護教諭とする。

2 条例第十六条第一項の人事委員会規則で定める主任等は、次の表の上欄に掲げる学校の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者(三学級未満の学校に置かれる生徒指導主事、学科主任、農場長及び寮務主任、三学級未満の学校(中学校を除く。)又は六学級未満の中学校に置かれる進路指導主事並びに六学級未満の学校に置かれる保健主事、図書主任及び研修主任並びに三学級未満の学年に置かれる学年主任を除く。)とする。

学校	主任等
高等学校	教務主任 学年主任 保健主事 生徒指導主事 進路指導主事 図書主任 学科主任 農場長 寮務主任
中学校	教務主任 学年主任 生徒指導主事 研修主任 進路指導主事
特別支援学校	教務主任 学年主任 保健主事 生徒指導主事 高等部に置かれる進路指導主事 学科主任 寮務主任 研修主任

(平一九人委規則一〇・一部改正)

(技術者養成指導手当)

第十五条 条例第十八条第一項第四号の人事委員会規則で定める消防訓練は、訓練礼式、ポンプ操法訓練、救助訓練及び火災防御訓練とする。

2 条例第十八条第二項第一号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 行政職給料表又は医療職給料表(二)の適用を受ける職員(次号に該当する職員を除く。) 給料月額に百分の十を乗じて得た額(その額が三万八千円を超えるときは、三万八千円)

二 医療職給料表(三)の適用を受ける職員又は給料の調整額の支給を受ける職員 給料月額に百分の六を乗じて得た額(その額が二万四千二百円を超えるときは、二万四千二百円)

3 前項の規定にかかわらず、授業を担当する時間数及び当該授業に付随する勤務に従事する時間数の合計時間数が、その者の勤務時間数の二分の一に満たない職員の同項の手当の額は、同項に定める額に百分の六十を乗じて得た額とする。

(平二〇人委規則二六・旧第十六条繰上・一部改正)

(乗船業務手当)

第十六条 条例第十九条第一項第一号の人事委員会規則で定める船舶は、調査船、調査指導船その他これらに準ずるものとして任命権者が定める船舶とする。

2 条例第十九条第一項第二号の人事委員会規則で定める船舶は、水産高等学校練習船とする。

3 条例第十九条第一項第三号の人事委員会規則で定める作業は、航海中における遭難船舶の救助の作業とする。

4 条例第十九条第二項の人事委員会規則で定める作業場は、騒音等により勤務環境が劣悪である機関室とする。

5 条例第十九条第三項に規定する人事委員会規則で定めるところにより算出する額は、漁獲水揚高から漁獲物の販売に要した経費を差し引いた額とする。

(平二〇人委規則二六・旧第十七条繰上、平三〇人委規則二七・一部改正)

(保健福祉等特殊業務手当)

第十七条 条例第二十条第一項第三号の人事委員会規則で定める機関は、総合療育センター、精神保健福祉センター及び女性のための相談支援センターとする。

2 条例第二十条第二項の人事委員会規則で定める額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 条例第二十条第一項第一号から第三号までの業務 六百十円

二 条例第二十条第一項第四号の業務 三百四十円

三 条例第二十条第一項第五号の業務 九百六十円

(平一四人委規則一四・平一五人委規則一五・平一六人委規則一〇・平一七人委規則一五・平一九人委規則一〇・一部改正、平二〇人委規則二六・旧第十八条繰上・一部改正、令三人委規則三・一部改正)

(夜間等特殊業務手当)

第十八条 条例第二十一条第一項第一号の人事委員会規則で定める時間帯は、午後十時から翌日の午前五時までの時間帯とする。

2 条例第二十一条第一項第一号カの人事委員会規則で定める機関は、地域部地域企画課及

び総合運用指令課、刑事部鑑識課及び機動捜査隊、交通部交通機動隊及び高速道路交通警察隊並びに警備部災害対策課及び機動隊とする。

- 3 条例第二十一条第一項第二号の人事委員会規則で定める機関は、消防学校及び福島学園並びに附属の寄宿舎その他これに類する施設がある高等学校、中学校及び特別支援学校とする。
- 4 条例第二十一条第一項第二号の人事委員会規則で定める時間は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日における正規の勤務時間とする。
- 5 条例第二十一条第一項第三号の人事委員会規則で定める機関は、警察本部とする。
- 6 条例第二十一条第一項第三号の人事委員会規則で定める特別な事情は、正規の勤務時間以外の時間において、勤務公署又はこれに準ずる場所以外の場所から緊急の呼出しにより勤務することを命じられ、同号に掲げる業務に一時間以上従事した場合とする。
- 7 条例第二十一条第一項第四号の人事委員会規則で定める職員は、職員の給与に関する条例第十八条の三に定める定時制通信教育手当の支給を受けない職員とする。
- 8 条例第二十一条第二項の人事委員会規則で定める額は、勤務一回（第五号の場合にあっては、一日）につき、次の各号に定める業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 条例第二十一条第一項第一号ア及びイの業務 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 深夜における勤務時間が四時間以上である場合 三千五百五十円
 - イ 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 三千百円
 - ウ 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千百五十円
 - 二 条例第二十一条第一項第一号ウからカまでの業務 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 千百円
 - イ 勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 七百八十円（深夜における勤務時間が二時間未満の場合にあっては、六百二十円）
 - 三 条例第二十一条第一項第二号の業務 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 農作物の栽培又は家畜の飼育に関する実習の指導を伴う場合 七千四百円
 - イ ア以外の場合 六千百円
 - 四 条例第二十一条第一項第三号の業務 千二百四十円
 - 五 条例第二十一条第一項第四号の業務 二百三十円

(平一四人委規則一四・平一六人委規則一〇・平一七人委規則一五・平一八人委規則一五・平一九人委規則五・平一九人委規則一〇・一部改正、平二〇人委規則二六・旧第十九条繰上・一部改正、平二三人委規則六・平二三人委規則一〇・平二三人委規則一三・平二四人委規則一・平三〇人委規則一四・平三〇人委規則二〇・平三一人委規則七・一部改正)

(環境衛生検査等作業手当)

第十九条 条例第二十三条第一項第一号の人事委員会規則で定める作業は、職員が現地において行うばい煙、粉じん、ガス、臭気、汚水、廃液、騒音、土壌等の検査又は測定の仕事で人の健康を害するおそれがあるものとする。

2 条例第二十三条第一項第二号の人事委員会規則で定める作業は、職員が行う立入検査の作業のうち、帳簿書類の検査以外の作業とする。

(平二〇人委規則二六・旧第二十一条繰上)

(犯則取締等手当)

第二十条 条例第二十四条第二項の人事委員会規則で定める額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 条例第二十四条第一項第一号の業務 五百五十円

二 条例第二十四条第一項第二号の業務 次に掲げる業務に応じ、それぞれ次に定める額

ア 海上において行う業務 五百四十円

イ ア以外の業務 五百円

(平二〇人委規則二六・旧第二十二条繰上)

(犯罪捜査等手当)

第二十一条 条例第二十五条第一項第二号の人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 銃器又は銃器と思料されるものが使用されている犯罪現場における犯人の逮捕並びに犯人が銃器又は銃器と思料されるものを使用し、人質をとって立てこもる事件における人質の救出及びその犯罪現場の直近において行う当該犯人に対する説得の業務

二 銃器を所持する犯人の逮捕の業務（前号の業務を除く。）

三 前二号の業務（前号の業務にあっては、銃器を使用した犯人の逮捕の業務に限る。）に付随して行われる固定配置の業務

四 銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所又は暴力団幹部宅の直近において行う張付け警戒の業務

五 暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の固定警戒の業務

2 条例第二十五条第二項の人事委員会規則で定める額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 条例第二十五条第一項第一号の業務 千百円

二 条例第二十五条第一項第二号の業務 次に掲げる業務に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前項第一号の業務 千六百四十円

イ 前項第二号及び第三号の業務のうち第一号の業務に付随して行われる業務 千百円

ウ 前項第三号の業務のうち第二号に付随して行われる業務並びに第四号及び第五号の業務 八百二十円

三 条例第二十五条第一項第三号の業務 五百六十円

四 条例第二十五条第一項第四号の業務 三百十円

五 条例第二十五条第一項第五号の業務 四百二十円

(平二〇人委規則二六・旧第二十三条繰上、平二四人委規則九・一部改正)

(交通取締等手当)

第二十二条 条例第二十六条第一項の人事委員会規則で定める現場は、次に掲げる現場とする。

一 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路

二 前号以外の道路

2 条例第二十六条第一項の人事委員会規則で定める業務は、行政職給料表の適用を受ける職員が行う交通整理の業務とする。

3 条例第二十六条第二項の人事委員会規則で定める額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次に掲げる業務（以下「交通捜査等」という。）であって、第一項第一号の道路において行うもの 八百四十円

ア 交通事故の捜査

イ 暴走族等（福島県暴走族等根絶条例（平成十六年福島県条例第五十一号）第二条第四号に規定する暴走族等をいう。）に係る捜査又は取締り

ウ 飲酒運転、無免許運転等の悪質かつ危険な交通違反の捜査

エ 交通事故処理

- 二 交通捜査等であつて、第一項第二号の道路において行うもの 五百六十円
- 三 交通捜査等以外の業務であつて、第一項第一号の道路において行うもの 四百六十円
- 四 交通捜査等以外の業務であつて、第一項第二号の道路において行うもの 三百十円
- 五 第二項の業務 二百五十円

(平二〇人委規則二六・旧第二十四条繰上、平三一人委規則七・一部改正)

(鑑識作業手当)

第二十三条 条例第二十七条第二項の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日一日につき、三百十円（作業が現場において行われた場合にあつては、五百六十円）とする。

(平二〇人委規則二六・旧第二十五条繰上)

(護衛等手当)

第二十四条 条例第二十八条第一項第二号の人事委員会規則で定める者は、内閣総理大臣、国賓その他身の安全を確保する必要がある者として警察本部長が定める者とする。

2 条例第二十八条第二項の人事委員会規則で定める額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 条例第二十八条第一項第一号の業務のうち、天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇太子、皇太子妃、皇嗣、皇嗣妃その他人事委員会が定める皇族の警衛の業務 千百五十円
- 二 条例第二十八条第一項第一号の業務（前号の業務を除く。）並びに第二号及び第三号の業務 六百四十円

(平二〇人委規則二六・旧第二十六条繰上、平二二人委規則四・令元人委規則二・一部改正)

(警ら手当)

第二十五条 条例第二十九条第一項第二号の人事委員会規則で定める機関は、地域部総合運用指令課、交通部交通機動隊及び高速道路交通警察隊並びに警備部災害対策課及び機動隊とする。

2 条例第二十九条第一項第三号の人事委員会規則で定める業務は、治安警備又は雑踏警備に係る警備実施の業務とする。

3 条例第二十九条第二項の人事委員会規則で定める額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 条例第二十九条第一項第一号の業務 五百六十円
- 二 条例第二十九条第一項第二号の業務 四百二十円
- 三 条例第二十九条第一項第三号の業務 三百四十円

(平一五人委規則四・平一七人委規則一五・平一九人委規則五・一部改正、平二〇人委規則二六・旧第二十七条繰上、平二三人委規則六・平二三人委規則一〇・平二三人委規則一三・平二四人委規則一・一部改正)

(病院等特殊業務手当)

第二十六条 条例第三十条第二項の人事委員会規則で定める職員は、同条第一項第一号に規定する職員とする。

2 条例第三十条第二項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる業務又は作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 条例第三十条第一項第一号の業務 一月につき、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める額

区分		手当額
給料表	職務の級	
医療職給料表 (一)	四級	五〇、〇〇〇円 (精神保健福祉センターに勤務する者にあつては二四、〇〇〇円)
	三級	四三、〇〇〇円 (精神保健福祉センターに勤務する者にあつては二〇、〇〇〇円)
	二級	三八、〇〇〇円 (精神保健福祉センターに勤務する者にあつては二〇、〇〇〇円)
	一級	三一、〇〇〇円 (精神保健福祉センターに勤務する者にあつては二〇、〇〇〇円)

二 条例第三十条第一項第二号の業務 業務に従事した日一日につき四百十円

(平一六人委規則一〇・平一八人委規則一五・一部改正、平二〇人委規則二六・旧第二十八条繰上)

(野犬捕獲作業手当)

第二十七条 条例第三十一条第一項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 野犬、こう傷犬等の捕獲又は抑留の作業
- 二 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の規定に基づき、狂犬病予防員が行う犬の死体の引取り及び引渡し、検診、予防注射並びに解剖の作業
- 三 前二号の作業補助作業

2 条例第三十一条第二項の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日一日につき、

次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号及び第二号の作業 千百円

二 前項第三号の作業 三百五十円

(平二〇人委規則二六・旧第二十九条繰上)

(兼任授業担当手当)

第二十八条 条例第三十二条第一項の人事委員会規則で定める職員は、高等学校に勤務する主幹教諭、教諭、助教諭、講師及び実習助手とする。

2 条例第三十二条第一項第一号の人事委員会規則で定める業務は、本務としての業務以外に行う高等学校の昼間の課程の授業又はその補助業務とする。

(平二〇人委規則二六・旧第三十条繰上、平三〇人委規則一四・一部改正)

(手当を併給できる場合の支給額等)

第二十九条 次の各号のいずれかに掲げる手当の支給を受ける職員がその他の手当の支給を受ける職務に従事した場合には、それらの手当の額を加算した額を支給する。

一 水中作業手当 (条例第四条第一項第二号の作業に係るものに限る。)

二 爆発物取扱等作業手当 (条例第五条第一項第一号の作業に係るものに限る。)

三 航空業務手当

四 死体処理手当

五 感染症防疫等作業手当

六 災害応急作業等手当

七 教員特殊業務手当

八 教育業務連絡指導手当

九 技術者養成指導手当

十 夜間等特殊業務手当

十一 犯則取締等手当

2 前項に掲げる以外の手当のうち、二以上の手当を支給すべき場合には、それらの手当の額のうち最も高い手当の額を支給する。

3 一の手当について、二以上の業務又は作業に従事した場合には、それらの業務又は作業に係る手当の額のうち最も高い手当の額を支給する。

(平二〇人委規則二六・旧第三十一条繰上・一部改正)

(手当額の特例)

第三十条 条例第三十四条第一項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の

適用を受ける職員とする。

- 2 条例第三十四条第三項の人事委員会規則で定める日数は、条例第十五条第一項第三号に規定する週休日等を除いて十三日とする。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員、同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員及び同法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員等」という。）に係る日数については、十三に短時間勤務職員等の要勤務日数を短時間勤務職員等以外の職員の要勤務日数を考慮して任命権者が定める数で除して得た数を乗じて得た日数（その日数に一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

（平一七人委規則一五・平一八人委規則一五・一部改正、平二〇人委規則二六・旧第三十二条繰上・一部改正）

第三十一条 月額で定める手当は、月の初日から末日までの全日数にわたって、次の各号のいずれかに該当することとなる場合は、支給しない。

- 一 出張（手当の支給対象となる業務に直接従事することとなる出張を除く。）中の場合
- 二 研修中の場合
- 三 勤務しなかった場合

（平二〇人委規則二六・旧第三十三条繰上）

（支給方法等）

第三十二条 手当は、その月の分を翌月の給料の支給定日に支給する。ただし、特別の事由によりその日に支給することができない場合には、その日後に支給することができる。

- 2 条例第十九条第三項の航海中に漁労の作業に従事した職員に係る乗船業務手当は、前項の規定にかかわらず、航海の終了後二週間以内に支給する。

（平二〇人委規則二六・旧第三十四条繰上）

第三十三条 手当は、任命権者が定める特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿により勤務日数等を確認し、支給しなければならない。

（平二〇人委規則二六・旧第三十五条繰上）

（作業日数等の計算方法）

第三十四条 作業日数は、暦日によって計算する。

- 2 条例第四条第一項第二号及び第六条に規定する手当の額は、その給与期間（月の初日から末日までの期間をいう。以下同じ。）中のその作業又は業務の総時間によって算出し、

その時間に一時間未満の端数が生じたときは、その端数が三十分以上である場合は一時間に切り上げ、三十分未満の場合は三十分とする。

- 3 前項の規定により、給与期間中の作業又は業務の時間が三十分となる場合の条例第四条第一項第三号及び第六条の手当の額は、当該額に百分の五十を乗じて得た額とする。

(平二〇人委規則二六・旧第三十六条繰上・一部改正)

(雑則)

第三十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

(平二〇人委規則四二・旧第三十七条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
(職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の廃止等)
- 2 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和六十三年福島県人事委員会規則第六号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、旧規則の規定に基づいて同日以前に人事委員会の行った承認及び任命権者の行った協議は、それぞれ施行日におけるこの規則の相当規定に基づいて行われた人事委員会の承認及び任命権者の協議とみなす。
- 4 職員の給与に関する条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第十五条第二項各号の規定の適用については、同項各号中「給料月額」とあるのは、「給料月額からその額に百分の〇・九を乗じて得た額（給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額」とする。
(平二二人委規則一七・追加)
(東日本大震災等に係る災害応急作業等手当の特例)
- 5 条例附則第三項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。
 - 一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業
 - 二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」と

いう。)により、帰還困難区域に設定されることとされた区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)

三 本部長指示により、居住制限区域に設定されることとされた区域において行う作業(前二号に掲げるものを除く。)

四 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。)に対処するために行う条例第十二条第一項各号に掲げる作業

五 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの(次号において「特定原子力事業所」という。)の敷地内において行う作業

六 特定原子力事業所に係る本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)

(平二三人委規則二五・追加、平二四人委規則一七・平二四人委規則一八・一部改正、平二六人委規則七・旧第七項繰上・一部改正、平二九人委規則二四・一部改正)

6 条例附則第四項の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋(人事委員会が定めるものに限る。)内において行う作業 四万円

二 前項第一号の作業のうち前号及び第四号に掲げる作業以外の作業であつて、故障した設備等を現場において確認するもの(人事委員会が定めるものに限る。) 二万円

三 前項第一号の作業のうち前二号及び次号に掲げる作業以外の作業 一万三千三百円

四 前項第一号の作業のうち人事委員会が定める施設において行う作業 三千三百円

五 前項第二号の作業のうち屋外において行う作業 六千六百元

六 前項第二号の作業のうち屋内において行う作業 千三百三十円

七 前項第三号の作業のうち屋外において行う作業 三千三百円

八 前項第三号の作業のうち屋内において行う作業 六百六十円

九 前項第四号の作業 第十一条第三項各号に掲げる額

十 前項第五号の作業のうち原子炉建屋(人事委員会が定めるものに限る。)内において行うもの 四万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額

- 十一 前項第五号の作業のうち前号に掲げるもの以外のもの 二万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額
- 十二 前項第六号の作業 一万円を超えない範囲内において人事委員会が定める額(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、当該額にその百分の百を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額)
(平二三人委規則二五・追加、平二四人委規則一七・一部改正、平二六人委規則七・旧第八項繰上・一部改正、平二九人委規則二四・一部改正)
- 7 同一の日において前項第一号から第八号までに掲げる作業のうち二以上の作業に従事した場合には、それらの作業に係る手当の額のうち最も高い手当の額を支給する。
(平二三人委規則二五・追加、平二六人委規則七・旧第九項繰上、平二九人委規則二四・一部改正)
- 8 同一の日において、附則第六項第十号から第十二号までに掲げる作業のうち二以上の作業に従事した場合における当該二以上の作業に係る手当の調整に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(平二九人委規則二四・追加)
- 9 附則第六項第五号又は第七号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合における当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、前二項の規定により受けるべき額に百分の六十を乗じて得た額とする。
(平二三人委規則二五・追加、平二四人委規則一七・一部改正、平二六人委規則七・旧第十項繰上・一部改正、平二九人委規則二四・旧第八項繰下)
- 10 同一の日において条例第十二条第一項各号のいずれかに掲げる作業及び附則第六項各号のいずれかに掲げる作業に従事した場合には、第二十九条第三項の規定にかかわらず、それぞれの作業に係る手当の額を合計した額を支給する。
(平二三人委規則二五・追加、平二六人委規則七・旧第十一項繰上・一部改正、平二九人委規則二四・旧第九項繰下)
(東日本大震災に係る用地交渉等手当の特例)
- 11 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第二十条第一項に規定する居住制限者に賃貸又は転貸するために公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第七号に規定する公営住宅の整備をする事業又はこの事業に関連する事業(土地収用法第三条各号に掲げる事業を除く。)は、当分の間、条例第十四条第一項の人事委員会規則で定める事業とする。

(平二五人委規則九・追加、平二六人委規則七・旧第十八項繰上、平二九人委規則二四・旧第十六項繰上)

(新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等作業手当の特例)

12 条例附則第七項の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。

一 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)の患者又はその疑いのある者(以下「患者等」という。)の療養のために用意された宿泊施設(以下「宿泊療養施設」という。)の内部において行う次に掲げる作業

ア 患者等に接触する作業

イ 新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業

ウ 宿泊療養施設の運営に係る作業のうち感染のおそれがあるもの

二 保健所の内部において行う次に掲げる作業

ア 患者等に接触する作業

イ 新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の処理作業

三 患者等を車両により医療機関又は宿泊療養施設へ搬送する作業

四 医療機関又は患者等の住居において患者等に接して行う疫学調査の作業

五 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると人事委員会が認める作業

(令二人委規則一七・追加、令三人委規則三・一部改正)

13 条例附則第八項の人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他これらに準ずると人事委員会が認める作業 四千円

二 前号以外の作業 三千円

(令二人委規則一七・追加)

附 則(平成一四年人委規則第一四号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年人委規則第四号)

この規則は、平成十五年三月十四日から施行する。

附 則（平成一五年人委規則第一五号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年人委規則第三号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年人委規則第一〇号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年人委規則第一四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成十六年六月一日から適用する。

附 則（平成一七年人委規則第一五号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十九条第二項の改正規定及び第二十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年人委規則第一五号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年人委規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年人委規則第一〇号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年人委規則第一九号）

この規則は、公布の日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。

附 則（平成二〇年人委規則第二六号）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(平成二十年福島県条例第十三号)附則第二項の規定により読み替えて適用される同条例による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十三年福島県条例第八十号)第十七条に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表のとおりとする。

期間	職務の級等	手当額
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	五級以上	二万六千二百円
	四級	二万五千百円
	三級（四十一号給以上に限	二万三千五百円

	る。)	
	三級(四十号給以下に限る。)	二万二千四百円
	二級以下	二万円
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	五級以上	二万四千百円
	四級	二万三千円
	三級(四十一号給以上に限る。)	二万四千四百円
	三級(四十号給以下に限る。)	二万三百円
	二級以下	二万円
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	五級以上	二万二千元
	四級	二万九百円
	三級以下	二万円

附 則(平成二〇年人委規則第四二号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特務手当の支給に関する規則の規定は、平成二十年十月一日から適用する。

附 則(平成二二年人委規則第四号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年人委規則第一七号)

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年人委規則第六号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十八条及び第二十五条の改正規定は、同年三月十八日から施行する。

附 則(平成二三年人委規則第一〇号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第十八条及び第二十五条の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の第十八条及び第二十五条の規定は、同年三月十八日から適用する。

附 則(平成二三年人委規則第一三号)

この規則は、平成二十三年五月十六日から施行する。

附 則(平成二三年人委規則第二五号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特務手当の支給に関する規則の規

定は、平成二十三年三月十一日から適用する

附 則（平成二四年人委規則第一号）

この規則は、平成二十四年二月一日から施行する。

附 則（平成二四年人委規則第九号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年人委規則第一五号）

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成二四年人委規則第一七号）

1 この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十四年四月十六日からこの規則の施行の日の前日までの間において、職員が原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、帰還困難区域に設定されることとされた区域において行った作業であって、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第八項第五号に掲げる作業に該当することとなる作業（同一の日において、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第八項第一号から第三号まで又は附則第十三項第一号に掲げる作業に該当することとなる作業を行った場合を除く。）及び改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第八項第六号に掲げる作業に該当することとなる作業（同一の日において、改正後の規則の規定を適用したとするならば改正後の規則附則第八項第一号から第五号まで若しくは第七号又は附則第十三項第一号から第三号までに掲げる作業に該当することとなる作業を行った場合を除く。）を行った場合についても適用する。

附 則（平成二四年人委規則第一八号）

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成二四年九月一九日）

附 則（平成二五年人委規則第九号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年人委規則第七号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年人委規則第一七号）

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則（平成二七年人委規則第一九号）

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二九年人委規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は平成三十年一月一日から、第九条の改正規定は同年二月一日から施行する。

附 則（平成三〇年人委規則第一四号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年人委規則第二〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

附 則（平成三〇年人委規則第二七号）

この規則中第十二条第一項の改正規定は平成三十年七月一日から、第十六条第一項の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成三一年人委規則第七号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十八条第八項第三号アの改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（第十八条第八項第三号アの改正規定に限る。）による改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

附 則（平成三一年人委規則第一二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成三十年十二月二十五日から適用する。

附 則（令和元年人委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和元年五月一日から適用する。

附 則（令和二年人委規則第一二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和二年二月五日から適用する。

附 則（令和二年人委規則第一七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則（附則に二項を加える改正規定に限る。）による改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は令和二年二月一日から、この規則（第八条第三項の改正規定に限る。）による改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は同年七月一日からそれぞれ適用する。

附 則（令和三年人委規則第三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第三項第四号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則（第十七条第一項及び第二項の改正規定に限る。）による改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

附 則（令和四年人委規則第一五号）

この規則は、令和四年八月一日から施行する。